

令和8年度採用 桑名市社会福祉協議会 職員募集要項

1. 募集職種

- | | | |
|-------------|--------|-----|
| (1) 社会福祉士 | (正規職員) | 若干名 |
| (2) 介護福祉士 | (正規職員) | 若干名 |
| (3) 保育士 | (正規職員) | 若干名 |
| (4) 児童指導員 | (正規職員) | 若干名 |
| (5) 保健師・看護師 | (正規職員) | 若干名 |

2. 受験資格

【全ての職種共通】

- ①普通自動車免許を取得の方（AT車限定可）
- ②次に該当しない方
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党やその他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

(1) 社会福祉士

- ①平成3年4月2日以降に生まれた方
- ②社会福祉士資格を取得している方または、令和8年3月末までに取得見込みの方

(2) 介護福祉士

- ①平成3年4月2日以降に生まれた方
- ②介護福祉士資格を取得している方または、令和8年3月末までに取得見込みの方

(3) 保育士

- ①昭和56年4月2日以降に生まれた方
- ②保育士資格を取得している方または、令和8年3月末までに取得見込みの方

(4) 児童指導員

- ①昭和56年4月2日以降に生まれた方
- ②児童指導員の要件（注1）を満たしている方または、令和8年3月末までに満たす見込みの方

(5) 保健師・看護師

- ①昭和61年4月2日以降に生まれた方
- ②保健師もしくは看護師資格を取得している方または、令和8年3月末までに取得見込みの方

※見込みの場合は、採用日までに取得または条件を満たさない場合は採用取り消しとします

3. 職務内容及び勤務地

- ・職務内容は、桑名市社会福祉協議会が行っている業務全般の中から、また、勤務地は桑名市社会福祉協議会が運営している施設の中から決まります。

※勤務開始後も上記範囲内で変更の可能性があります

（想定される職務等）

(1) 社会福祉士	地域福祉事業、各種相談支援事業（日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、総合相談事業）他
(2) 介護福祉士	通所介護事業、障害者生活介護事業、訪問介護事業、障害者居宅介護事業、養護老人ホームにおける介護、相談業務 他
(3) 保育士	保育園、児童発達支援センター、母子生活支援施設 他
(4) 児童指導員	児童発達支援センター、母子生活支援施設 他
(5) 保健師・看護師	地域包括支援センター、総合相談事業における相談支援事業等 当会実施事業（通所介護、障害者生活介護、養護老人ホーム、児童発達支援センター、保育園ほか）における看護、健康管理業務 他

4. 試験内容

性格適性検査	SPI3（性格適性検査のみ）
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての筆記試験
作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等についての筆記試験
面接試験	個人面接による人物試験

5. 試験日程・会場

日程	試験内容	会場
随時 (申込受付後、調整し決定)	性格適性検査 教養試験 作文試験 面接試験	桑名市総合福祉会館 (桑名市常盤町 51 番地)

※結果通知は、面接試験後概ね 10 日以内に郵送により本人に通知を行う予定です。

6. 申込方法

申込書の請求先 及び提出先	桑名市社会福祉協議会 総務企画課（桑名市総合福祉会館内） 〒511-0062 桑名市常盤町 51 番地 ※申込書は、下記よりダウンロードしていただけます。 http://www.kuwana-shakyo.com/
申込提出書類	①職員採用試験申込書 ②写真 2 枚 縦 4 cm × 横 3 cm (1 枚は①の試験申込書に貼付、1 枚は裏面に氏名記載) ③110 円切手 2 枚 (受験票送付用、試験結果送付用) ※郵送の場合、簡易書留で「試験申込書在中」と朱書き願います。
受付期間	随時 ※ただし、採用が決定した場合には受付を終了する場合があります。

※採用に関して提出されたすべての書類について、合否等の結果に係わらず返却しません。

7. 採用について

・採用日 令和 8 年 4 月 1 日

※採用試験合格者について、双方同意の上で令和 7 年度中に採用する場合があります。

8. 給与等について

(1) 桑名市社会福祉協議会給与規程に基づき、給与及び諸手当を支給します。

(2) 初任給（基本給、地域手当 6% を含む）

最終学歴（職種）	初任給
大学卒	207,972 円～
短期大学卒	189,846 円～

※経験者は、職歴に応じて前歴加算を行います。

※初任給は、現在の規程によるもので、採用前に規程の改定があった場合は、改定後の額となります。

(3) 手当等

①期末・勤勉手当 (令和 7 年度実績 年 2 回 年 4.65 ヶ月分)

②地域手当 基本給の 6%

③通勤手当 当会規程による

④処遇改善手当 当会規程等による
(介護、障害福祉サービス、保育園等対象事業従事職員のみ)

(4) 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (勤務場所により異なる場合あり)

(1 日 7 時間 45 分勤務、休憩 60 分)

(5) 休日 週休 2 日、年末年始 (勤務場所により異なる場合あり)

有給休暇 1 年につき 20 日 (採用年は採用日による)

その他規程に基づく特別休暇 (夏季休暇、慶弔休暇ほか)

※夏季休暇 7 日 (令和 7 年度実績)

(6) 社会保険 健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険

(7) 福利厚生

①退職金制度加入

②定期健康診断実施

③ソウェルクラブ (生活用品支給、慶事の祝品贈呈、旅行の優待割引など)

④制服支給 ※勤務場所による

(注1) 児童指導員の資格要件

【参考】

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第43条より

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない

- ①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ②社会福祉士の資格を有する者
- ③精神保健福祉士の資格を有する者
- ④学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ⑨学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- ⑩三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

問合せ先

〒511-0062 桑名市常盤町51番地（桑名市総合福祉会館内）

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 総務企画課

電話 0594-22-8311